

2019年3月20日

事業者の皆さまへ

クリアウォーターOSAKA 株式会社

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて②

2019年2月5日のお知らせ掲載に引き続き、当社の入札における取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

記

1 入札

2019年4月1日から9月30日までに当社で執り行う入札の予定価格、最低制限価格は、履行期限、契約内容等により、現行の消費税率8%で積算し設定する案件と新消費税率10%で積算し設定する案件とが混在する形となります。

入札に参加される方は、案件ごとに入札説明書、指名通知書をご確認のうえ、入札書には見積もった契約希望金額の108分の100又は110分の100に相当する金額を記載してください。

2 契約締結

入札説明書、指名通知書に記載した消費税率で契約締結を行います。

なお、履行期限が2019年10月1日以降にもかかわらず現行の消費税率8%で契約するものについては、契約締結時に引渡日の税率を適用する旨の特則条項を契約書に追加するか、10月1日以降、契約変更により消費税法及び地方消費税法の増額分について契約金額の変更を行います。

3 その他

2019年3月31日までに当社で執り行う入札の取扱いについては、2019年2月5日にお知らせしたとおりです。

4 入札・契約担当

クリアウォーターOSAKA 株式会社 総務部経理課

TEL : 06-6121-6026